

中途採用に関する情報公表について

2021 年 4 月 1 日の法律改正により、常時雇用する労働者数が 301 人以上の企業において正規雇用労働者の中途採用比率の公表が義務化されました。厚生労働省は法改正の趣旨として以下 2 点を掲げています。

- ・ 人生 100 年時代において職業生活の長期化が見込まれる中、労働者の主体的なキャリア形成による職業生活の更なる充実や再チャレンジが可能となるよう、中途採用に関する環境整備をさらに推進していくことが必要である。
- ・ このため、中途採用に関する情報の公表を求めることにより、企業が長期的な安定雇用の機会を中途採用者にも提供している状況を明らかにし、中途採用を希望する労働者と企業のマッチングを促進していく。

株式会社ほていやグループは上記の趣旨に則り、ここに情報を公開いたします。

労働施策総合推進法の基づく中途採用比率の公表

	61期	62期	63期
事業年度（西暦）	2022年度	2023年度	2024年度
期 間	R4.2.21～R5.2.20	R5.2.21～R6.2.20	R6.2.21～R7.2.20
正規雇用労働者の 中途採用比率	12%	19%	27%

公表日：2025年11月22日